

## 寄宿舎閉舎に反対し、子どもたちの意見・保護者のねがいに寄りそった教育を求める声明

私たち、全栃木教職員組合（全教栃木）は、栃木特別支援学校と那須特別支援学校の寄宿舎閉舎の県教育委員会決定に反対します、そして、寄宿舎でおこなわれている自立の力を飛躍的に伸ばす生活教育をさらなる充実を求めます。

寄宿舎生は指導員を「第二のお父さん」などと慕い「本気でぶつかってくれた大人は初めて」と信頼しています。生活をともにし、寄り添いながら舎生が自分で決めて、自分の生活を創る力を一つ一つつけさせていくのが寄宿舎教育です。異年齢の子ども集団で、お互いを尊重し合う力も養われます。我が子の大きな成長を感じ、「寄宿舎に代わるものは他にはない」と、ご家族が寄宿舎教育の存続を強く求めています。

学校教育法第78条は「特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。」としていて、寄宿舎を設置することが原則とされています。栃木県はもともと寄宿舎の設置率が低い上にさらに2舎を廃舎にすることは、子どもたちの教育水準の著しい低下をまねくことに他なりません。それは、「能力に応じてひとしく教育を受ける権利」を保障した日本国憲法第26条の精神に反します。

2014年に日本も批准した障害者権利条約の第24条の「教育」の目的では、障害者が「その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させることや、障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること」と謳われています。障害のある人も支援をうけながら自立し、社会参加していく力をつけることも、障害者権利条約のうたう教育の目的です。まさに寄宿舎教育はその役割を大きく果たしています。また障害者権利条約の最も大事な理念は「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というものです。この理念に基づいて、現在寄宿舎を利用している子どもたちが、寄宿舎のことをどう考え、どう思っているのかという意見を表明する権利が保障されなければなりません。

そして、今年2024年は日本が子どもの権利条約を批准して30年の節目の年にもあたります。子どもの権利条約では、子どもの意見表明権を認めており、大人はその子どもたちの意見に真摯に向き合い、子どもの参画を保障することが求められています。栃木県では日光市、市貝町、那須塩原市が子どもの権利条例を、佐野市が『こどもの街宣言』を策定し、子どもの参加や意見表明権を保障する規定をしています。障害者権利条約、子どもの権利条約を批准する日本では、当事者の子どもたち、つまり寄宿舎生の声を聞き取り、その想いに寄り添った政策を講じなければなりません。寄宿舎生の「寄宿舎を残してほしい」「寄宿舎が大好き」という言葉に真摯に行政は向き合う責務があります。

「かぎりない可能性を秘めて、子どもや青年は学校に通ってくる。すべての教職員はこの子らと、心ゆたかに接しその人間的成長に力をつくしたいと願い、父母・国民はその実現を学校に期待している。」

これは、私たちが加盟する全日本教職員組合（全教）が定めた『教職員権利憲章』前文の言葉です。閉舎が決定された二つの寄宿舎は、この憲章が生かされた教育活動が行われていました。この取り組みは栃木県の特別支援教育の優れた実践であり、それを県教育委員会が「特別支援教育の充実」と引き換えのようにして子どもたちから奪うようなことは許されません。私たちは、この憲章に込められた願いを実現すべく、今後も栃木特別支援学校と那須特別支援学校の2舎の存続を求め活動を強めていきます。

2024年8月24日

全栃木教職員組合執行委員会